

第 2 1 回

小野市農業委員会 議事録

小野市農業委員会

## 第21回 小野市農業委員会 議事録

- 1 開催日時 令和7年12月19日（金）午後1時27分～午後3時42分
- 2 開催場所 小野市役所 2階 会議室2-1・2-2
- 3 出席委員 (農業委員8名)

1 : 池澤 弘子	2 : 住本 昌彦
3 : 岸本 富生	4 : 住本 浩也
5 : 稲田 保	6 : 山田 英俊
7 : 中尾 正美	8 : 服部 正代

(農地利用最適化推進委員15名)

9 : 大谷 敏行	10 : 田中 勝
11 : 藤原 三男	12 : 井上 勝秀
13 : 藤原 一男	14 : 井上 秀隆
15 : 増田 種正	16 : 林 茂雄
17 : 大島 育雄	18 : 片山 嘉彦
19 : 横山 和行	20 : 西山 彰彦
21 : 中村 富昭	22 : 松尾 信行
23 : 永井 達郎	
- 4 欠席委員 (農業委員0名)  
(農地利用最適化推進委員0名)
- 5 議事に関係した事務局職員

事務局長	藤原 政俊
事務局	河嶋 雅浩
- 6 会議に付した事件  
議事
  - 議案第115号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
  - 議案第116号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について
  - 議案第117号 非農地証明願に対する認可について
  - 議案第118号 農用地利用集積計画等促進計画に係る意見について  
(農地中間管理権)
  - 議案第119号 小野市地域計画(案)に関する意見について

報告事項

- 報告 1 各種証明書の交付
- 報告 2 農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による小作の解約通知の受理
- 報告 3 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理

## 【 開 会 】

○議長 開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

本年も残りわずかとなってまいりました。12月になりますと、今年1年を表す世相を漢字として、今年は「熊」という字が発表されました。熊に関するニュースが毎日のように流れておりました。東北地方を中心に、人的被害も多く発生しております。今年の人的被害は230名、死者が13名ということで過去最悪だそうです。

私個人でみてみますと、熊よりも猪でございました。今まで家の近くの農地には猪が出てこなかったのですが、今年から離れた農地に電柵を張ってしまったため、家の近くの農地まで来ておりました。そのため、私の所有している農地13枚全部に電柵を張り、かなりの出費でした。

夏場、草刈りをしておりましたら、ちょろちょろとかわいい動物が出てきました。何かと思ったら、猪の子どもでした。猪の子どもはかわいいですね。猪の子どもを見ていましたら、電柵の下を入ってしまい、猪の親がそれを見て電柵を突き破って入っていました。親子連れの猪には電柵はあまり効果がないと思いました。

獣害というのは、思ったよりも精神的に苦痛が大きいものがあります。被害を及ぼすこととしては稲を少し倒すことで済んでいるのですが、一生懸命育てているのに最後の収穫の時期に猪にバタバタと倒されるのは本当に残念なことです。猪も何か食べないと生きていけないので、うまくすみ分けができたらいいのにと思っております。

本日第21回小野市農業委員会を開催しましたところ、委員の皆様方には何かとお忙しい中、ご出席をいただきまして誠に有難うございます。

また、調査担当委員さんには、早朝より現地調査を実施していただきありがとうございました。のちほど、現地調査報告をよろしく願います。

さて、本日の委員会では、農地法第3条の許可、第5条の許可申請に対する進達、農用地利用集積計画等促進計画に係る意見について、ほかの審議を予定しております。

そこで、議案審議において、ご質問・ご意見がある場合は、必ず挙手をしていただき議席番号、氏名を言ってから発言をしていただきますようお願い

願ひ申し上げます。

委員各位におかれましては、各議案に対して、慎重にご審議をいただき、適正なるご決定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長　それでは、ただいまから第21回小野市農業委員会を開会いたします。  
(議長着席)

○議長　まず、最初にご報告申し上げます。  
本日の委員会は、全員出席であることをご報告いたします。

○議長　次に、議案の訂正がありますので、事務局から報告いたします。

○事務局　訂正の文書を机の上に置かせていただいておりますが、次第5の報告事項2の削除をお願いします。そのため、以下の報告事項が報告2、報告3となります。

次に、2ページの農地法第3条関係の申請番号9の申請地が2筆あったのですが、1筆しか表記できていなかったため、番号9の合計面積と全体の合計面積が変更となるため、別紙に差し替えをお願いいたします。

○議長　次に、議事録署名委員2名を指名させていただきます。  
このたびの委員会の議事録署名委員には、議席番号2番　住本昌彦委員、3番　岸本富生委員をお願いいたします。

(農地法第3条関係)

○議長　それでは、これより議事に入ります。議案第115号を上程いたします。  
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原)　議案書の1ページをお願いします。

議案第115号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について  
別紙の農地法第3条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和7年12月19日提出

小野市農業委員会　会長　中尾　正美

詳細は、2ページから4ページまでの22件になります。ご審議をお願いいたします。

○議長　議案第115号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第3

条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておりますので、その説明をしていただき、審議を進めたいと存じます。

なお、各申請につきましては、事務局において農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているものとして提案しております。

○議長　それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番　○○番○○が、1番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、1ページから2ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人　久保木町○○　○○　○○、譲渡人　中町○○　○  
○　○○、申請地：所在地　久保木町字○○○○　地目畑　面積○○㎡  
自作地、摘要として、贈与による所有権移転であります。

○○○○さんは○○○○さんの甥にあたります。今回の申請地が耕作放棄地となっていたため、久保木町からの要請により、○○○○さんが贈与を受けて、耕作するものであります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長　1番について、説明は終わりました。1番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長　ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　ご異議が無いようでありますので、1番については許可することに決定いたします。

○議長　それでは2番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番　○○番○○が、2番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、3ページから4ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人　三木市○○○○　○○　○、譲渡人　中谷町○○　○  
○　○○、申請地：所在地　万勝寺町字○○○　地目田　面積○○○○㎡  
自作地、万勝寺町字○○○○　地目田　面積○○○㎡　自作地、万勝寺町字○○○○　地目田　面積○○○㎡　自作地、万勝寺町字○○○○　地目田　面積○○㎡　自作地、合計○○筆、合計面積○○㎡、摘要として、

売買による所有権移転であります。

譲渡人の〇〇さんは現在81歳で、中谷町から万勝寺町〇〇まで約5キロメートルあり、高齢なこともあり耕作が難しくなっており、万勝寺町南山地区で譲受人の〇〇様が耕作されておられ、売買による所有権移転の話がまとまり、今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 2番について、説明は終わりました。2番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、3番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、5ページから6ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 新部町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 河合西町〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 河合西町字〇〇〇 地目田 面積〇〇〇㎡ 自作地、摘要として、3年間の使用貸借権の設定であります。

譲渡人の〇〇さんは高齢で耕作が困難となったため、譲受人の〇〇さんと売買の話がまとまり今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 3番について、説明は終わりました。3番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、3番については許可することに決定いたします。

○議長　それでは4番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番　○○番○○が、4番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、7ページから8ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 榊町○○ ○○ ○○、譲渡人 榊町○○ ○○○○  
○○ 申請地：所在地 榊町字○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

11月12日の農地相談に来られた案件になります。譲渡人の○○○さんは所有していた農地を買ってくれる人を探しておられました。申請地は何年も耕作されておらず、保全管理をされておられました。

申請地の北西にある建物が譲受人の○○○さんの実家です。○○○さんは榊山町に住んでおりましたが、2年前に実家が空き家になったため、実家に住むことになりました。

榊山町に住んでおられた時も敷地内で野菜を作られていたそうです。今回実家に隣接する農地を取得して、健康増進のため無農薬で野菜等を栽培して、野菜ジュース、スムージー等を作りたいそうです。

少し高齢ではありますが、近くに住む30歳代の孫が畑づくりを手伝ってくれるそうです。何年も作物を作られていない農地を有効に利用されることになりますので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長　4番について、説明は終わりました。4番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長　ご質問、ご意見が無いようでありますので、4番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　ご異議が無いようでありますので、4番については許可することに決定いたします。

○議長　それでは5番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番　○○番○○が、5番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、9ページから10ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 万勝寺町○○○ ○○ ○○、譲渡人 万勝寺町○○  
○○ ○○、申請地：所在地 万勝寺町字○○○○○ 地目田 面積○○

m<sup>2</sup> 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

今回の申請地は、15年ほど前に話がまとまっていたそうです。売買契約は終了していましたが、登記手続きができていなかったようで、今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 5番について、説明は終わりました。5番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、5番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、5番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは6番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、6番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、11ページから12ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 小田町○○ ○○ ○○、譲渡人 加西市北条町○○ ○○○○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 小田町字○○○○○○ 地目田 面積○○m<sup>2</sup> 自作地、摘要として、贈与による所有権移転であります。

申請地の南側の農地を譲受人の○○○○さんが畑を耕作されておられます。譲渡人の○○さんは結婚されて、その後に相続されておられます。今回、贈与による所有権移転の話がまとまり今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 6番について、説明は終わりました。6番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、6番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、6番については許可することに決定いたします。

○議長　それでは7番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番　○○番○○が、7番について説明いたします。

議案書の2ページ、及び参考資料の、13ページから14ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人　小田町○○　○○　○○、譲渡人　尼崎市○○○○○  
○○○○　○○　○○、申請地：所在地　小田町字○○○○○○○○　地目  
田　面積○○㎡　自作地、摘要として、贈与による所有権移転であります。

譲渡人の○○さんは、定年退職後、10年ほど前に現住所の尼崎市に転出されておられます。○○さんは申請地以外にも農地を所有されておられ、売買できる農地は他の方に譲り渡しておられましたが、当該申請地のみの買い手がなかったため、贈与による所有権移転の話が譲受人の○○さんとまとまったため、今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長　7番について、説明は終わりました。7番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長　ご質問、ご意見が無いようでありますので、7番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　ご異議が無いようでありますので、7番については許可することに決定いたします。

○議長　それでは8番について、次の9番と関連がございますので、あわせて地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番　○○番○○が、8番、9番について説明いたします。

8番

議案書の2ページ、及び参考資料の、15ページから16ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人　来住町○○○　○○　○○、譲渡人　来住町○○　○  
○　○○、申請地：所在地　来住町字○○○○○○○○　地目畑　面積○○  
㎡　自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人の○○さんと譲渡人の○○さんとで売買の話がまとまり今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

9番

議案書の2ページ、及び参考資料の、17ページから18ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 来住町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 下来住町〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 来住町字〇〇〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇㎡ 自作地、来住町字〇〇〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇㎡ 自作地、合計〇筆、合計面積〇〇㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人の〇〇さんと譲渡人の〇〇さんとの売買の話がまとめり今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 8番、9番について、説明は終わりました。8番、9番についてご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、8番、9番については許可することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、8番、9番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは10番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、10番について説明いたします。

議案書の3ページ、及び参考資料の、19ページから20ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 檜山町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 檜山町〇〇 〇〇 〇〇、申請地：所在地 檜山町字〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲受人の〇〇〇〇さんと譲渡人の〇〇〇〇さんは、本家と新宅の親戚関係になられます。〇〇〇〇さんのお母さんがいらっしゃった時は畑をされておられましたが、〇〇さんが引き続き畑の管理ができないということで話がまとめり今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 10番について、説明は終わりました。10番についてご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、10番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、10番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは11番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、11番について説明いたします。

議案書の3ページ、及び参考資料の、21ページから22ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 上本町○○ ○○ ○、譲渡人 復井町○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 復井町字○○○○○ 地目畑 面積○○㎡ 自作地、摘要として、贈与による所有権移転であります。

譲渡人の○○○○さんは体調を崩されて、農地の管理ができなくなったため、譲受人の○○さんと売買の話がまとまり今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長 11番について、説明は終わりました。11番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、11番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、11番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは12番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、12番について説明いたします。

議案書の3ページ、及び参考資料の、23ページから24ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 大島町○○ ○○ ○○、譲渡人 神戸市垂水区○○ ○○○○○ ○○ ○○、申請地：所在地 大島町字○○○○○ 地目畑 面積○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人の○○さんが実家と畑を所有されておられ、譲受人の○○さんに実家と畑を一緒に買って欲しくないかと話があり今回の申請となりました。

1 1月の農地相談で〇〇さんが新規就農の相談に来られています。〇〇さんは農機具等は所有されておられませんが、〇〇さんの実家の倉庫に農機具が残っており、その農機具を使用して畑を耕作されるそうです。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 1 2番について、説明は終わりました。1 2番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1 2番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1 2番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは1 3番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、1 3番について説明いたします。

議案書の3ページ、及び参考資料の、2 5ページから2 6ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 新部町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 三和町〇〇〇 〇  
〇 〇 申請地：所在地 新部町字〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、新部町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、新部町字〇  
〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、合計〇筆、合計面積〇〇〇〇㎡、  
摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人の〇〇さんが譲受人の〇〇さんに農地を購入してほしいと話が  
まとまり今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 1 3番について、説明は終わりました。1 3番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1 3番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1 3番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは14番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、14番について説明いたします。

議案書の3ページ、及び参考資料の、27ページから28ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 王子町○○○○○○ ○○ ○○、譲渡人 万勝寺町○○○○ ○○ ○ 申請地：所在地 万勝寺町字○○○○○○ 地目田面積○○○○㎡ 自作地、万勝寺町字○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、万勝寺町字○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、万勝寺町字○○○○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、万勝寺町字○○○○○○○○○○ 地目田 面積○○○㎡ 自作地、万勝寺町字○○○○○○○○○○ 地目田 面積○○○○㎡ 自作地、万勝寺町字○○○○○○○○○○ 地目田 面積○○○㎡ 自作地、合計○筆、合計面積○○○㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人の○○さんは高齢で耕作ができなくなってきたため、買ってくれる人を探していました。当該申請地の東側にある○○○○のオーナーである譲受人の○○との話がまとまり今回の申請となりました。申請地の管理については、今年から万勝寺町の営農組合に管理をお願いし、10年間は水稻を栽培される予定とのことですので。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 14番について、説明は終わりました。14番についてご質問、ご意見はございませんか。

○○○番 ○○番：○○です。

以前に○○さんが購入した土地は、埋め立てて飼料用穀物を栽培したりしていたが、今回の農地の管理は大丈夫か。

○○○番 今回の農地は、万勝寺町の営農組合が畔から作り直して水稻を耕作しているので、営農組合が管理している間は管理は大丈夫かと思われます。

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、14番については許可することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長　ご異議が無いようでありますので、14番については許可することに決定いたします。

○議長　それでは15番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番　○○番池澤が、15番について説明いたします。

議案書の3ページ、及び参考資料の、29ページから30ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 高砂市○○○○○○○○ ○○ ○○、譲渡人 名古屋市守山区○○○○○○○○ ○○ ○○ 申請地：所在地 河合中町字○○○○ 地目畑 面積○○㎡ 自作地、河合中町字○○○○○○ 地目畑 面積○○㎡ 自作地、合計○筆、合計面積○○㎡、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人の○○さんは、十数年前まではこちらで暮らしておられ、畑もさかれていましたが、名古屋市へ転居されて畑も耕作できなくなり雑草が生い茂っている状況でした。今回、譲受人の○○さんが住宅と畑を同時に購入され、畑で野菜等を耕作される予定です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長　15番について、説明は終わりました。15番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長　ご質問、ご意見が無いようでありますので、15番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長　ご異議が無いようでありますので、15番については許可することに決定いたします。

○議長　それでは16番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番　○○番○○が、16番について説明いたします。

議案書の3ページ、及び参考資料の、31ページから32ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 三和町○○○ ○○ ○○、譲渡人 神戸市西区○○○○○○○○ ○○ ○○ 申請地：所在地 市場町字○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人の○○さんは、もともと三木市に住まれておられ、当該申請農地

を所有されておられましたが、耕作等もされておらず、雑草等が生い茂っており、地元からも苦情が多く寄せられて、保全管理の指導などを行ったり、地元の自治会で草刈りなどをするような状況でした。

この度、譲受人の〇〇さんが、当該申請農地を購入しても良いということとなり、今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 16番について、説明は終わりました。16番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、16番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、16番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは17番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、17番について説明いたします。

議案書の4ページ、及び参考資料の、33ページから34ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 加東市〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 明石市魚住町〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇 申請地：所在地 中島町字〇〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇㎡ 自作地、中島町字〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 合計〇筆、合計面積〇〇〇㎡、摘要として、贈与による所有権移転であります。

昨年の12月の申請と同様のケースとなります。譲受人の〇〇〇〇さんと譲渡人の〇〇 〇さんの関係は、〇〇 〇さんが叔父、〇〇〇〇さんが甥で、〇〇 〇さんが高齢のため田んぼづくりができなくなり、甥の〇〇〇〇さんに贈与するものであります。

〇〇〇〇さんは加東市の河高に住んでおられますが、加東市から通われて耕作をされておられます。実際には5、6年前から当該申請農地は〇〇〇〇さんが耕作されている状況であります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 17番について、説明は終わりました。17番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、17番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、17番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは18番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、18番について説明いたします。

議案書の4ページ、及び参考資料の、35ページから36ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 大島町○○ ○○ ○○、譲渡人 大島町○○ ○○ ○○  
申請地：所在地 大島町字○○○○○○○○ 地目田 面積○○○  
㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人の○○さんは高齢で、農地を耕作したこともなく、ずっと耕作をお願いされている状況でありました。今回、譲受人の○○さんと売買の話がまとまり今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 18番について、説明は終わりました。18番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、18番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、18番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは19番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、19番について説明いたします。

議案書の4ページ、及び参考資料の、37ページから40ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 加古川市加古川町○○○○○○○ ○○○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○、譲渡人 山田町○○ ○○ ○ 申  
請地：所在地 山田町字○○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、山

田町字〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、山田町字〇〇〇〇〇 地目畑 面積〇〇㎡ 自作地、摘要として、贈与による所有権移転であります。

譲受人の〇〇〇〇さんと譲渡人の〇〇 〇さんは親戚関係にあり、以前売買により所有権移転を行っておりますが、今回残っている農地を贈与により所有権移転することとなったため今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 19番について、説明は終わりました。19番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、19番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、19番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは20番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、20番について説明いたします。

議案書の4ページ、及び参考資料の、41ページから42ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 万勝寺町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 山田町〇〇 〇〇 〇〇 申請地：所在地 二葉町〇〇〇〇 地目田 面積〇〇㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転であります。

譲渡人の〇〇〇〇〇さんは95歳で高齢です。息子と2人暮らしで、息子は兼業農家の長男ですが、農業経験がなく、2、3年前から母親を説得して、農地を買ってくれるか、もらってくれる人を探していました。

譲受人の〇〇〇〇さんは、建築業をされながらアスパラなどの野菜づくりをされておられます。〇〇〇〇さんが家のリフォームを〇〇〇〇さんに頼まれた際に、息子さんと話をされ、当該農地を買う話がまとまったようです。〇〇〇〇さんはすでに二葉町で農地を取得され、野菜を栽培されておられます。家から少し遠いので、トラクターを田に置いたままにされておられます。

当該申請農地は長年耕作されていない農地ですので、作物を作るにはかなりの努力が必要であるかと思われまます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 20番について、説明は終わりました。20番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、20番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、20番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは21番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、21番について説明いたします。

議案書の4ページ、及び参考資料の、43ページから46ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 山田町○○ ○○ ○○、譲渡人 山田町○○ ○○  
○○○ 申請地：所在地 山田町字○○○○○○ 地目畑 面積○○㎡  
自作地、山田町字○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、山田町字  
○○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、山田町字○○○○○○○○ 地  
目田 面積○○○㎡ 自作地、山田町字○○○○○ 地目田 面積○○㎡  
自作地、合計○筆、合計面積○○㎡、摘要として、売買による所有権  
移転であります。

譲渡人の○○○○○さんの息子さんと譲受人の○○○○○さんとで農地の  
売買の話がまとまり今回の申請となりました。ご審議のほど、よろしく  
お願いいたします。

○議長 21番について、説明は終わりました。21番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、21番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、21番については許可することに決定いたします。

○議長 それでは22番について、地元委員から説明をお願いいたします。

〇〇〇番 〇〇番〇〇が、22番について説明いたします。

議案書の4ページ、及び参考資料の、47ページから48ページまでをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人 山田町〇〇 〇〇 〇〇、譲渡人 山田町〇〇 〇〇  
〇〇〇 申請地：所在地 山田町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇m<sup>2</sup>  
自作地、山田町字〇〇〇〇〇〇 地目田 面積〇〇m<sup>2</sup> 自作地、山田町字  
〇〇〇〇 地目田 面積〇〇〇〇m<sup>2</sup> 自作地、合計〇筆、合計面積〇〇〇  
m<sup>2</sup>、摘要として、贈与による所有権移転であります。

譲渡人の〇〇〇〇〇〇さんの息子さんと譲受人の〇〇〇〇〇〇さんとで農地の贈与の話がまとまり今回の申請となりました。譲渡人の〇〇〇〇〇〇さんの息子さんと譲受人の〇〇〇〇〇〇さんは同じ隣保に住まれておられます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 22番について、説明は終わりました。22番についてご質問、ご意見はございませんか。

(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、22番については許可することに決定してご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、22番については許可することに決定いたします。

○議長 以上、議案第115号 農地法第3条関係では、申請件数22件、うち許可件数22件により審議は終了いたしました。

(農地法第5条関係)

○議長 次に、議案第116号を上程いたします。

提案説明を事務局からいたします。

○事務局（藤原） 議案書の5ページをお願いします。

議案第116号

農地法第5条の規定による許可申請に対する進達について  
別紙の農地法第5条の規定による許可申請について、許可の適否につき意見を求める。

令和7年12月19日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、6 ページの 1 件となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第 1 1 6 号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、農地法第 5 条関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後に、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは 1 番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1 番について説明いたします。

参考資料の、4 9 ページから 5 0 ページをあわせてご覧ください。

申請人：譲受人（借人） 広島市西区○○○○○○ ○○○○○○○○  
○○○○○○○○○○○○○○○○ 代表取締役 ○○ ○○○、譲渡人（貸人）  
大島町○○ ○○ ○○、申請地：所在地 大島町字○○○○○○ 地  
目田 面積○○○㎡ 自作地、摘要として、売買による所有権移転 太陽  
光発電設備 パネル枚数 168 枚 出力 49.5kw （第 2 種農地）となりま  
す。

譲受人○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○は、3 ヶ月ほど前にも近くで太陽光発電設備を設置されておられます。今回の申請も同様の規模の太陽光発電設備となります。田んぼのど真ん中に設置となりますので、近隣住民には影響はないものと思われまます。前回の設置の実績もございまますので、今回の申請においても、太陽光設置に関しては問題ないかと思われまます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1 番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

相隣関係としましては、東側が田、西側が道路、南側が水路、北側が田と宅地となっております。

従いまして、隣接農地の同意書、水利、区長の同意書があれば良いかと思ひます。

○事務局 ありがとうございます。隣接農地の同意書ですが、隣接地の 1 0 1 1 番の所有者からは同意はもらえておりません。設置業者が何度も隣接農地の同意を求めて訪問されましたが、「太陽光発電事業が好きでない」との理由で同意をいただけませんでしたという疎明書が提出されています。水利、区長の同意書は提出されています。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

○○○番 ○○番：○○委員

隣接農地の同意がもらえない場合、疎明書の提出があつたりしますが、今回の場合はそれでよいのですか。

○事務局 水利上でない理由で反対されている旨の疎明書の提出がされておりますので、最終は県の判断になります。

○議長 同意しない理由は聞いているのか。

○事務局 書類上は、「太陽光発電設備が嫌い」ということのようにです。

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。  
(質問なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については進達することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については進達することに決定いたします。

○議長 以上、議案第116号 農地法第5条関係では、申請件数1件、うち進達件数1件により審議は終了いたしました。

(非農地証明願関係)

○議長 次に、議案第117号を上程いたします。  
提案説明を事務局からいたします。

○事務局(藤原) 議案書の7ページをお願いします。

議案第117号

非農地証明願に対する認可について

別紙の非農地証明願に対し、認可の適否につき意見を求める。

令和7年12月19日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

詳細は、8ページの3件となります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 議案第117号は、ただいま事務局が説明しましたとおり、非農地証明願に対する認可関係でございます。

該当地区の担当委員により申請内容について、事前に調査を行っておられますので、その説明をしていただき、その後、現地調査班長から現地調査報告をお願いして、審議を進めたいと存じます。

○議長 それでは1番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番について説明いたします。

参考資料の、51ページから52ページをあわせてご覧ください。

申請人：神戸市西区○○○○○○○○ ○○ ○○ 申請地：所在地 新部町字○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、新部町字○○○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、合計○筆、合計面積○○㎡、摘要として、昭和48年頃に宅地になってしまったようです。

今回は、自宅の前の通路のところが農地のままであったことから、地目変更をするものであります。

申請人の○○さんは現在76歳で神戸市西区に住まれておられ、年に1、2回実家に帰ってきて、家の中の掃除や周りの草刈りなどをされておられます。実家を出てから50年以上経過して老朽化してきており、現在、不動産業者に売買の手続きをお願いされておられます。家の売買の話がうまくいけば、家の東側の畑も一緒に購入していただけるように話をされておられるそうです。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、1番の現地調査報告をいたします。

ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。

従いまして、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書及び現況写真があれば良いかと思えます。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提出されております。

○議長 1番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。

(質問なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、1番については認可することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、1番については認可することに決定いたします。

○議長 それでは2番について、地元委員から説明をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、2番について説明いたします。  
参考資料の、53ページから54ページをあわせてご覧ください。  
申請人：長尾町○○ ○○ ○○○ 申請地：所在地 長尾町字○○○  
○○○ 地目田 面積○○㎡ 自作地、摘要として、平成12年頃に原野化してしまっただけです。  
申請人の○○○○○さんの息子さんが実家に戻って来られ、親の所有している農地を確認した中で、今回の申請地が20年以上耕作放棄地となっていたため、今回の申請となりました。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。

○○○番 ○○番○○が、2番の現地調査報告をいたします。  
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。  
従いまして、土地改良区の意見書、始末書及び現況写真があれば良いかと思っております。

○事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、始末書及び現況写真は提出されております。

○議長 2番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されております。本件についてご質問、ご意見はございませんか。  
(質問なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、2番については認可することに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、2番については認可することに決定いたします。

- 議長 それでは3番について、地元委員から説明をお願いいたします。
- 番 ○○番○○が、3番について説明いたします。  
参考資料の、55ページから56ページをあわせてご覧ください。  
申請人：名古屋市守山区○○○○○○○○ ○○ ○○ 申請地：所在地  
河合中町字○○○○○ 地目畑 面積○○㎡ 自作地、摘要として、平成  
16年頃に宅地となってしまったようです。  
先ほどの農地法第3条の申請15番で説明しましたとおり、隣接地である  
今回の申請地には倉庫が建っております。よろしくご審議のほどお願い  
します。
- 議長 引き続きまして、現地調査報告をお願いいたします。
- 番 ○○番○○が、3番の現地調査報告をいたします。  
ただいま地元委員から詳しく説明がありましたとおりでございます。  
従いまして、土地改良区の意見書、事前着工にあたりますので、始末書  
及び現況写真があれば良いかと思えます。
- 事務局 ありがとうございます。土地改良区の意見書、事前着工にあたりますの  
で、始末書及び現況写真は提出されております。
- 議長 3番については、説明が終わりました。必要書類は、提出されておしま  
す。本件についてご質問、ご意見はございませんか。  
(質問なし)
- 議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、3番については認可するこ  
とに決定してご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)
- 議長 ご異議が無いようでありますので、3番については認可することに決定  
いたします。
- 議長 以上、議案第117号 非農地証明願に対する認可について、申請件数  
3件、うち認可件数3件により審議は終了いたしました。
- 議長 ここで、午後3時10分まで休憩といたします。

(農用地利用集積等促進計画に係る意見について (農地中間管理権))

- 議長 休憩を解きまして、議事を再開いたします。  
議案第118号、119号の説明者として、地域振興部産業創造課よりお越しいただいております。  
(産業創造課あいさつ)
- 議長 次に議案、第118号を上程いたします。提案説明を事務局からいたします。
- 事務局(藤原) 議案書の9ページをお願いします。

議案第118号

農用地利用集積等促進計画に係る意見について(農地中間管理権)  
農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、農業委員会の意見を求める。

令和7年12月19日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

10ページをお願いします。

市長部局より、令和7年12月8日付けで、意見を求められています。

11ページから20ページまでが、「農用地利用集積等促進計画」となっております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

- 議長 議案第118号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「農用地利用集積等促進計画に係る意見について(農地中間管理権)」でございます。
- この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

- 産業 議案第118号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について」の提案説明をいたします。

議案資料は、9ページから20ページまでとなり、別途、配布しております位置図1から10までと一緒にご覧ください。

いずれも、農地中間管理権に係る分であります。今回の農用地の利用集積計画の概要を申しますと、賃貸借権の設定で3件、使用貸借権の設定で5件となります。

それでは、賃貸借権の設定分からご説明いたします。議案資料11ページから14ページをご覧ください。

賃貸借権の設定1件目は、山田町、及び市場町内の農地、計37筆・面積にして98,303平方メートルを、同町を拠点に営農を展開する「○○○○○ ○○○○」に集積をしようとするものであります。農地の所在ですが、位置図1、及び位置図2をご参照願います。貸借期間は来年2月からの10年間となっており、賃料は10アール当たり5,000円となります。

賃貸借権の設定2件目は、来住町、下来住町内の農地、計5筆・面積にして6,629平方メートルを、同町を拠点に営農を展開する「○○○○○○ ○○○○○○」に集積をしようとするものであります。農地の所在ですが、位置図3をご参照願います。貸借期間は来年2月からの10年間となっており、賃料は10アール当たり3,000円となります。

賃貸借権の設定3件目は、粟生町内の農地、計3筆・面積にして6,190平方メートルを、神戸市北区と小野市を拠点に農産物の生産・販売を展開する「○○○○○○○○○○○○○○○○○○」に集積をしようとするものであります。

同社は、令和4年に設立された会社で、現に神戸市内でパイプハウスによるイチゴ栽培を約3,000平方メートルの規模で、また、小野市河合中町内で、主食用米の作付けを8反の規模で行っております。将来の経営規模ですが、河合地区の農地を中心に約15ヘクタールまで拡大したいとの目標を掲げられています。

農地の所在ですが、位置図4の太枠の部分をご参照願います。貸借期間は来年2月からの10年間となっており、賃料は10アール当たり13,000円となります。

続いて、農地利用集積計画の使用貸借権の設定分について、ご説明いたします。議案資料19ページをご覧ください。

使用貸借権の設定1件目は、黒川町及び浄谷町内の農地、計10筆・面積にして14,383平方メートルを、同町を拠点に営農を展開する「○○ ○○」氏に集積をしようとするものであります。農地の所在ですが、位置図5と6をご参照願います。貸借期間は来年2月からの10年間となります。

使用貸借権の設定2件目は、古川町内の農地、計3筆・面積にして8,100平方メートルを、同町を拠点に営農を展開する「○○○○○○○○ ○○○○○○○○」に集積をしようとするものであります。農地の所在ですが、位置図7をご参照願います。貸借期間は来年2月からの10年間となりま

す。

使用貸借権の設定3件目は、日吉町及び天神町内の農地、計67筆・面積にして70,877平方メートルを、日吉町と天神町等の一部を拠点に営農を展開する「○○○○○○○○」に集積をしようとするものであります。

なお、○○○○○○○○は法人格がないことから、組合名で権利設定ができず、そのため、権利設定上は同組合の主要構成員である「○○ ○○」氏、「○○ ○」氏、「○○ ○○」氏の3人が借受者となる集積計画となっております。

農地の所在ですが、位置図8と9をご参照願います。貸借期間は来年2月からの10年間となります。

使用貸借権の設定4件目は、粟生町内の農地、計2筆・面積にして1,349平方メートルを、神戸市北区と小野市を拠点に農産物の生産・販売を展開する「○○○○○○○○○○○○○○○○○○」に集積をしようとするものであります。先ほどの貸借権の借受者として出てきた事業者でもあります。農地の所在ですが、位置図4をご参照願います。貸借期間は来年2月からの10年間となります。

使用貸借権の設定5件目は、河合中町及び復井町内の農地、計60筆・面積にして81,832平方メートルを、河合中町と復井町を拠点に営農を展開する「○○○○○○○○ ○○」に集積をしようとするものであります。農地の所在ですが、位置図10をご参照願います。貸借期間は来年2月からの10年間となります。

使用貸借権の設定6件目は、河合中町内の農地、計5筆・面積にして7,990平方メートルを、河合中町を拠点に営農を展開する「○○ ○○」氏に集積をしようとするものであります。農地の所在ですが、位置図10をご参照願います。見えにくいですが、所在の地番が記載してあり、太枠部分の一部の5筆が対象農地となります。貸借期間は来年2月からの10年間となります。

以上をもちまして、議案第118号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）」の提案説明を終わります。

○議長 ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございませんか。

○議長 14ページの貸借料の説明があったのですが、更新時に以前の金額から賃料の値下げなど変更はあるのですか。

○産業 ○○○○について申し上げますと、前回の設定では1反あたり10,000円で、今回は○○○○の経営改善を図るために、1反あたり5,000円としております。あらかじめ賃料の値下げについて、所有者に説明したうえで今回の申請となっております。

○議長 変更があったのは○○○○だけですか。

○産業 はい、そうです。○○○○○○は変更なしです。○○○○○○○○は新規でして、金額の設定については地権者と協議の上、決定されています。

○議長 今回の内容は、契約の更新が主だったと思いますが、更新にあたって、今まで引き受けていた農地を、今回引き受けなかったというケースはありますか。

○産業 今回の更新で山田町の「○○○○」と、河合中町の「○○」について、受け手の都合で一部更新できなかった状況があります。

山田町の「○○○○」では約4ヘクタールの農地が更新できておりません。あらかじめ地権者と協議のうえで、当面の間は地権者自身で考えられるとのことでした。そして、管理ができない場合は、有料で「○○○○」が管理していくとのことでした。

河合中町の「○○」では約6ヘクタール引き受けができませんでした。一方で、引き受けられなくなった農地については、河合中町の農会・自治会の方で次の担い手(集積先)を見つける作業に入っておられる状況です。12月13日(土)に河合中町の農家総会を開催して、次の担い手について協議をされておられます。

○議長 状況としましては、担い手が見つからないと心配しなくても良い状況ですか。

○産業 各地権者と受け手との協議となりますので、市としてははっきりと申し上げられない状況であります。

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案のとおり決定い

たします。

- 議長 以上、議案、第118号「農用地利用集積等促進計画に係る意見について（農地中間管理権）」に関する審議は終了しました。

（小野市地域計画（案）に関する意見について）

- 議長 次に、議案第119号を上程いたします。  
提案説明を事務局からいたします。

- 事務局（藤原） 議案書の21ページをお願いします。

#### 議案第119号

小野市地域計画（案）に関する意見について  
農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、小野市地域計画（案）について意見を求める。

令和7年12月19日提出

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

22ページをお願いします。

市長部局より、令和7年11月27日付けで、意見を求められています。意見聴取を求められる地域計画（案）は、2計画となっております。ご審議の程、よろしく願いいたします。

- 議長 議案第119号は、ただいま事務局から説明しましたとおり、「小野市地域計画（案）に関する意見について」でございます。

この議案につきましては、産業創造課から内容説明をしていただき、その後にご意見をお聞きしたいと思います。それでは、産業創造課から内容説明をお願いいたします。

- 産業 続いて、議案第119号「小野市地域計画（案）に関する意見について」の提案につきまして、説明させていただきます。

まず、現状であります。現在、市内68ある農業集落において、順次、地域計画を策定しており、うち63の集落で完成し、残り5の集落について、同計画の策定を急いでいるところであります。

今回の議案であります。農業経営基盤強化促進法の規定に基づき、10年後の農地プランを定める「地域計画」について、新規の2つの地域計画案について、貴委員会の意見を求めるものであります。議案資料は21ページ、22ページとなります。



と難しいかと思えます。現実的には他者の方の担い手の集積が望ましいのですが、榊町農会としては集積される候補者がいない状況ですので、具体的な認定農業者を書きたいのですが、話がまとまらなかったのが現状であります。

○議長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 ご質問、ご意見が無いようでありますので、本件については原案どおりとすることに、ご異議ございませんか。  
(「異議なし」の声あり)

○議長 ご異議が無いようでありますので、本件については原案どおり決定いたします。

○議長 以上、議案、第119号「小野市地域計画(案)に関する意見について」に関する審議は終了しました。  
(産業創造課職員退席)

(報告事項)

○議長 次に、報告事項に移ります。  
報告事項1から3を、一括して事務局から説明いたします。

○事務局 23ページをご覧ください。

報告1

下記のとおり各種証明書を交付したので報告する。

(証明期間 令和7年11月1日～令和7年11月30日)

令和7年12月19日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

(1) 耕作証明 番号1 住所 日吉町〇〇

氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇

使用目的 軽油免税申請

耕作証明につきましては合計2件、使用目的は、全て軽油免税の申請です。

引き続きまして、24ページをご覧ください。

報告2

下記のとおり農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による小作の解約通知が提出され受理したので報告する。

(受理期間 令和7年11月1日～令和7年11月30日)

令和7年12月19日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

番号1 届出人 貸人 中町〇〇〇〇 〇〇 〇〇、借人 加東市〇〇  
〇〇 〇〇 〇〇、物件の表示 所在地 久保木町字〇〇〇〇〇〇 地目  
畑 面積〇〇㎡、摘要といたしまして、令和7年11月11日受理、農地  
法第3条 使用貸借権の合意解約で、農地法第18条第6項及び同法施行  
規則第68条の規定に係る届出は、2筆、3,362㎡の2件です。

引き続きまして、25ページをご覧ください。

### 報告3

下記のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したの  
で報告する。

(受理期間 令和7年11月1日～令和7年11月30日)

令和7年12月19日

小野市農業委員会 会長 中尾 正美

### 番号1

届出者 譲受人(相続人) 王子町〇〇 〇〇 〇〇〇、  
譲渡人(被相続人) 黒川町〇〇 〇〇 〇〇〇、  
物件の表示 所在地 黒川町字〇〇〇〇 地目田、面積〇〇㎡、  
合計〇筆、合計面積〇〇〇㎡、摘要といたしましては、相続によ  
る所有権取得、令和7年11月21日受理、農地法第3条の3第  
1項の規定による届出は、合計4件、21筆、16,766㎡でした。

○議長 報告1から3について、事務局から説明が終わりました。  
ただいまの報告について、ご質問、ご意見はございませんか。  
(発言なし)

○議長 無いようでありますので、報告事項については、これで終わります。

## 【 閉 会 】

○議長 以上で、本日予定いたしておりました議案すべての審議は終了しました。  
皆様方には、各議案について、慎重にご審議をいただき誠に有難うござ

いました。

これをもちまして、第21回小野市農業委員会を閉会いたします。

上記、農業委員会等に関する法律、第33条の規定に基づき議事録を作成し、署名捺印する。

令和7年12月26日

小野市農業委員会会長

議事録署名委員2番

議事録署名委員3番